

2025 年 10 月 20 日

テスホールディングス株式会社

【当社グループ FIP 転 + 蓄電池併設 第 1 弾】
自社保有の FIP 太陽光発電所 4 件の蓄電池設置工事が完了、
蓄電池の充放電を順次開始

テスホールディングス株式会社（本社：大阪市淀川区、代表取締役社長：山本 一樹、以下「当社」）は、当社の連結子会社である合同会社 T&M ソーラー及びプライムソーラー3 合同会社が所有する FIP 制度^{*1}を活用する太陽光発電所 4 件において蓄電池設置工事が完了し、2025 年 10 月より FIP 転 + 蓄電池併設による充放電を順次開始しておりますのでお知らせいたします。



太陽光発電所に併設された蓄電池



TESS 鹿児島島下福元ソーラー発電所



No.67 T&M 鹿児島県鹿屋市名貫メガソーラー



No.188-1 T&M 鹿児島県湧水町木場メガソーラー（第 1 発電所）

No.188-2 T&M 鹿児島県湧水町木場メガソーラー（第 2 発電所）

■FIT 太陽光発電所の FIP 転+蓄電池併設により、自社保有発電所の更なる収益性向上を図ります

当社グループでは、近年の再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、九州エリアをはじめとする日本全国で出力制御^{※2}が拡大していること等を背景に、自社保有の FIT^{※3}太陽光発電所を FIP 制度へ転換し蓄電池を併設する「FIT 太陽光の FIP 転+蓄電池併設」の取り組みを進めております。

この度、当社グループが保有する FIT 太陽光発電所 4 件（発電容量合計約 8.1MW）において FIP 制度へ転換を行うと共に、蓄電池（容量合計約 23.2MWh）の設置工事が完了いたしました。また、2025 年 10 月より、4 件のうち 3 件において FIP 転+蓄電池併設での運転を開始しており、残る 1 件においても 2025 年 12 月以降に順次運転を開始する予定です。

これにより、電力の供給が需要を上回る時に電力を充電（貯蔵）し、需要が供給を上回る時に放電することで、出力制御の影響を抑えつつ、より高い売電収入による収益性向上に繋がります。また、アグリゲーション（運用管理）も当社グループにて実施することで、蓄電池の更なる効率的な運用にも取り組んでおります。

■今後の展望

「FIT 太陽光の FIP 転+蓄電池併設」は、当社グループが 2024 年 8 月に策定・公表した中期経営計画「TX2030」の注力事業分野における取り組みの一つとなっております。2030 年の中期目標として自社 FIP 転再エネ容量 113MW を掲げており、今後も目標達成に向けて積極的に取り組んでいく方針です。

〈発電所の概要〉

発電所名	TESS 鹿児島下福元ソーラー発電所
所在地	鹿児島県鹿児島市
システム内容	・ 太陽光発電システム 発電容量：2,189.88kW（315W×6,952 枚） ・ 蓄電池 PCS 出力：1,486kW、容量：5,805kWh（HUAWEI 製 193.5kWh×30 台）
運転開始年月	2025 年 10 月

発電所名	No.67 T&M 鹿児島県鹿屋市名貫メガソーラー
所在地	鹿児島県鹿屋市
システム内容	・ 太陽光発電システム 発電容量：2,026.08kW（270W×7,504 枚） ・ 蓄電池 PCS 出力：1,498kW、容量：5,805kWh（HUAWEI 製 193.5kWh×30 台）
運転開始年月	2025 年 10 月

発電所名	No.188-1T & M 鹿児島県湧水町木場メガソーラー（第1発電所）
所在地	鹿児島県始良郡湧水町
システム内容	・太陽光発電システム 発電容量：1,776.60kW（270W×6,580 枚） ・蓄電池 PCS 出力：1,500kW、容量：5,805kWh（HUAWEI 製 193.5kWh×30 台）
運転開始年月	2025 年 12 月（予定）

発電所名	No.188-2 T&M 鹿児島県湧水町木場メガソーラー（第2発電所）
所在地	鹿児島県始良郡湧水町
システム内容	・太陽光発電システム 発電容量：2,101.68kW（270W×7,784 枚） ・蓄電池 PCS 出力：1,500kW、容量：5,805kWh（HUAWEI 製 193.5kWh×30 台）
運転開始年月	2025 年 10 月

※1 FIP 制度：

再生可能エネルギー発電事業者が発電した電気を卸電力取引市場や相対取引で売電をした場合に、基準価格（FIP 価格）と市場価格の差額をプレミアム額として交付する制度のことです。

※2 出力制御：

火力発電の出力の抑制や地域間連系線の活用等により需給バランスを調整した上で、それでもなお電気が余るおそれがある場合、電気の需要と供給を一致させるために再生可能エネルギーの出力を抑制すること。

※3 FIT 制度：

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーで発電した電力を、電気事業者が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。

■本件に関するお問い合わせ先

テスホールディングス株式会社 広報・IR チーム

<https://www.tess-hd.co.jp/contact/>

※当社グループは、テレワーク・時差出勤を取り入れております。そのため、お電話での対応ができない場合がございますので、ホームページよりお問い合わせください。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。